

**【新規格付け】 日本育英会 証券コード：非上場**

第3回日本育英会債券（一般担保付）： AA-

格付投資情報センター(R&amp;I)は、上記につき格付けを公表しました。

**【格付け理由】**

日本育英会の格付けには、奨学金制度と育英会の役割の重要性を高く評価する一方で、制度の目的から、諸経費などを自らまかなう手段を持たず、国からの収支補てんに全面的に依存している、債権管理には改善の余地がまだ大きい、といった点を織り込んでいる。

育英会は、「国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する」ことを目的に奨学金貸与事業を行う特殊法人。国直轄の奨学金事業を行う組織としては唯一の存在。

育英会は、奨学金事業の利息収支差や諸経費を自らまかなう手段を持たず、全面的に国庫交付金に依存する。現在の財政事情を考慮すると、こうした補てんが受け続けられるかには不確実性がある。

近年、奨学金事業は拡大を続けている一方、2001年度末の6カ月以上の延滞債権比率は5.1%と前年度比横ばいとなっている。しかし、事業拡大を背景に件数、金額は増加。すでに具体的に改善に努力しており、2001年度には法的回収手段の早期着手、外部委託による督促架電など、取り組みを強化している点は評価できよう。しかし、奨学金事業の量的拡大にともない、滞納債権残高は増加しており、その実効はまだ目に見える形で検証ができない。R&Iでは今後も債権管理の改善動向を注視する。

格付けの方向性は、安定的。特殊法人改革の中で、新たに設置される独立行政法人に移行することが閣議決定されており、奨学金事業の政府における位置付けに変更はないと判断される。育英会の債権債務は財投機関債を含め、すべて新法人に引き継がれる。

なお格付け対象債券には、民法の規定による一般の先取特権に次ぐ順位で、他の債権に優先して弁済を受ける権利が付される。格付けの水準から見ても、回収リスクを反映する必要はないと判断した。

**【格付け対象】**

発行者：日本育英会（証券コード：非上場）

名称	第3回日本育英会債券
発行額	200億円
発行日	2003年2月3日
償還日	2007年12月20日
表面利率	0.44%
格付け	AA-（新規）
受託会社	みずほコーポレート銀行、三井住友銀行
担保	一般担保
他の財務上の特約	なし
備考	商法の規定に基づく社債管理会社でなく、日本育英会法に基づく受託会社を置く

長期優先債務格付け： AA-

長期優先債務格付けとは、発行体の負うすべての金融債務について回収の程度を考慮する前の、総合的な履行能力についてのR&Iの評価である。

この格付けは、原則として全ての発行体に付与される。個々の債券の格付けは、契約の内容等を反映し、長期優先債務格付けを下回る、または上回ることがある。